

**「ニッセイ／パトナム・グローバルニューインダストリーオープン  
Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）」  
愛称 “創(そう)☆(せい)紀(き)”  
繰上償還予定のお知らせ**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「ニッセイ／パトナム・グローバルニューインダストリーオープン Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）」（愛称 “創(そう)☆(せい)紀(き)”、以下「当ファンド」といいます）につきまして、下記の通り繰上償還を予定しておりますのでお知らせいたします。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

## 1. 予定している繰上償還の理由

当ファンドは平成 12 年 12 月 27 日より運用を開始し、「ニッセイ日本株ニューインダストリーマザーファンド」および「ニッセイ／パトナム・海外株ニューインダストリーマザーファンド」を通じて日本・米国・欧州等の株式へ分散投資を行ってまいりましたが、その純資産総額は平成 13 年 1 月をピークとし減少傾向にあり低迷が続いています。また、平成 23 年 6 月末現在、当ファンドの受益権総口数（Aコース・Bコースの合計口数）は約 16 億口となっており、信託約款第 53 条に定める繰上償還条項である 20 億口を下回っております。

そうしたなか、当ファンドの投資対象の一つである「ニッセイ／パトナム・海外株ニューインダストリーマザーファンド」の運用会社である「ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー」より、現在の運用態勢では当初の運用方針に即した安定的な運用の継続は極めて困難であるとの申し出を受けました。

これを受け、弊社といたしましては、弊社による直接運用も含め当該マザーファンドの運用者変更の検討を行いました。現在の資産規模では困難との結論に至り、当ファンドを繰上償還し受益者の皆様よりお預かりいたしました運用資産をお返しすることが、受益者の皆様にとって最善であると判断いたしました。

## 2. 今後の日程および手続き（繰上償還決定日以降の日程は予定です）

① 公告日	平成 23 年 7 月 19 日
② 異議申立期間	平成 23 年 7 月 19 日から平成 23 年 8 月 25 日まで
③ 繰上償還の決定日	平成 23 年 8 月 26 日
④ 異議申立受益者の買取請求期間	平成 23 年 9 月 1 日から平成 23 年 9 月 20 日まで
⑤ 繰上償還日	平成 23 年 11 月 2 日

○ 公告日現在の受益者は、異議申立期間中に、ニッセイアセットマネジメント株式会社に対し、書面により、この繰上償還に関する異議を申し立てることができます（詳細は「3. 異議申立ての方法」をご参照ください）。

なお、平成 23 年 7 月 15 日以降に当ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い取得した受

益権については上記の異議を申し立てることはできません。また、平成 23 年 7 月 19 日時点で保有する全口数を既にご解約されている受益者の方につきましても上記異議を申し立てることができません。誤って当文書がお手元に送付されました場合は何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

当繰上償還に異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。

- 繰上償還は異議申立ての受益者の合計口数が平成 23 年 7 月 19 日現在（平成 23 年 7 月 14 日のご購入申込み分を含みます）の受益権総口数（Aコース・Bコースの合計口数）の 2 分の 1 を超えないときに行います。なお、この場合、繰上償還を行う旨を弊社ホームページ（<http://www.nam.co.jp/>）にてお知らせいたします。  
2 分の 1 を超えた場合は、繰上償還は行いません。行わない場合は、繰上償還を行わない旨を、異議申立期間終了後速やかに弊社ホームページにて電子公告し、かつ受益者の皆様に書面にてお知らせいたします。
- 繰上償還が行われる場合、信託終了日（償還日）は、平成 23 年 11 月 2 日となります。

### 3. 異議申立ての方法

予定しております繰上償還に対し異議のある受益者の方は、下記の宛先に以下の内容を書面にご記入の上、平成 23 年 8 月 25 日までに必着のご郵送にて異議を申し立てください。

- (1) 宛先 〒100-8219 東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号 日本生命丸の内ビル  
ニッセイアセットマネジメント株式会社 投資信託業務室 約款グループ
- (2) ご記入いただく内容

- ① ファンド名（ニッセイ／パトナム・グローバルニューインダストリーオープンAコース（為替ヘッジあり） もしくは ニッセイ／パトナム・グローバルニューインダストリーオープンBコース（為替ヘッジなし））
- ② 住所 ③ 氏名（記名・捺印） ④ 電話番号（日中連絡先）
- ⑤ ご購入の販売会社、取引店名、口座番号\*
- ⑥ 繰上償還について反対する旨（例：「上記受益権について、繰上償還に反対します。」）

※ 当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号をご記入ください。

- 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立てを受付できなくなる場合があります。
- 異議申立ての受益者の受益権口数を確認するため、販売会社に対して口数の確認を行います。  
なお、その際、必要がある場合にはご本人様の確認のための書類をご提出いただくことがあります。
- 異議申立てにあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行（再信託受託会社を含みます）および委託会社（弊社）が共有することにご同意いただいたこととさせていただきます。なお、本手続きに伴い取得した個人情報は異議申立ておよび買取請求に関する事務を処理するためのみに利用し、それ以外の目的には使用いたしません。

### 4. 異議申立ての受益者の買取請求手続きについて

繰上償還が行われる場合には、異議申立てされた受益者は、以下の手続きにより、自己に帰属する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。（なお、異議申立てされた受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。販売会社で通常通りご換金いただくこともできます。）

(1) 手続き手順

- ① 異議申立てをされた受益者に対し、委託会社（弊社）から「買取請求のご案内」を発送
- ② 買取請求必要書類に記入の上、販売会社へご提出
- ③ 販売会社／委託会社を經由して受託銀行（住友信託銀行）への買取請求必要書類の送付
- ④ 受託銀行での買取請求必要書類の受理
- ⑤ 受託銀行での当ファンドの信託財産による買取りの実行
- ⑥ 受託銀行からお客様のご指定銀行口座への受取金額の振込

(2) 買取請求の相手方

買取請求は、繰上償還に対し異議を申し立てた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

(3) 買取価額

買取りの価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。ここでの公正な価額とは受託銀行で必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額から当該基準価額に 0.3% をかけた額を信託財産留保額として差し引いた額とさせていただきます。

※ 受取金額は、上記買取価額から振込手数料および買取計算書の発送費用を差し引いた金額となります。また、このような諸般の手続きが必要となるため、受取金額のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。

(4) 買取請求期間

平成 23 年 9 月 1 日から平成 23 年 9 月 20 日まで

(5) その他

異議申立期間中、買取請求受付期間中ともに、繰上償還に異議を申し立てたか否かにかかわらず、販売会社においては通常通り、ご換金のお申込みを受付いたします。ただし、買取請求を行った受益権については、ご換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

## 5. 本件に関するお問い合わせ先

本件に関してご不明な点は、下記にお問い合わせください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社  
コールセンター

電話番号 0120-762-506

(受付時間: 午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

以上